# 小中学校耐震補強等事業について

# 1.事業実施の背景

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災の経験を踏まえ、平成7年6月に「地震防災対策特別措置法」が制定され、耐震補強事業の補助対象が全国に拡大された。平成15年7月には、「学校施設耐震化推進指針」が策定され、全国の小中学校施設において、平成17年度までに、耐震診断の実施を義務付けられ、平成18年度には、耐震計画の策定を求められている。

### 2 . 新居浜市の学校施設の状況

小中学校合わせて29校あり、児童生徒の急増期に木造校舎の鉄筋化を一斉に図ったため、新耐震基準(昭和56年)以前に建設されたものが、108棟中79棟を占め、全体的に老朽化が進行している。平成18年3月までに耐震診断(一次)を実施した結果、79棟中76棟が、耐震補強を要するものとなっている。

#### 耐震化進捗状況

神郷小学校体育館・・・平成8年大規模改造(耐震含む) 18,433万円 高津小学校校舎北棟・・平成9年大規模改造(耐震含む) 25,980万円 体育館13棟耐震2次診断+設計(平成16~17年) 1,516万円 宮西小体育館外7棟・・・平成18年耐震補強工事実施中(8月末完成予定)

## 3. 事業の必要性

文部科学省の指導に基づき、全国の市町村において耐震補強に取り組まなければならない。新居浜市においては、南海地震の被害が考えられ、未来を担う児童生徒の安全(命)を守るため、また地域住民の避難所としても利用されるため、出来るだけ早期に実施しなければならない。また、屋上防水・外壁補修については、耐震補強工事と併せて実施することで、足場建設費の削減・全額補助対象となるなどのメリットが有り、現在起こっている危険から、児童生徒を守るためにも同時に実施する。

#### 4.事業の概要(18年実施分含む)

対象:小学校校舎16校・46棟・・59,418㎡ 小学校体育館10棟・・・・10,453㎡ 中学校校舎9校・17棟・・・30,140㎡

中学校体育館3棟・・・・・2,786㎡(内北中体育館 943㎡)

内容:二次診断・・・コンクリート強度を測る等、設計のために必要

耐震設計・・・二次診断に基づき、補強工事の工法などを決める

補強工事・・・RC壁増強・鉄骨ブレス等、二次診断の結果で決める

防水工事・・・防水シートを全面に張る

外壁工事・・・劣化部分の補修・全面塗装

\*防水・外壁工事を同時に行うメリット

足場建設費の削減・・・3,400円/㎡の減

補助対象・・・・・1/3(大規模改修事業)

総事業費(案): 3,194,596千円(北中体育館除く)

耐震補強工事(診断・設計)・・・23,500円/㎡

防水・外壁工事・・・・・・11,400円/㎡

\* 算出根拠 = 平成 9 年度高津小学校大規模改修事業による

北中体育館:築46年が経過しており、改築も含めて検討・調整を行っている。

### 5. 事業に関連する法制度

- ・学校施設耐震化推進指針(平成15年7月)・・文部科学省
- ・公立学校施設の耐震化推進について(平成17年7月)・・文部科学省
- ・公立学校施設の耐震化の促進について(平成18年3月)・・文部科学省 安心・安全な学校作り交付金

改築 = 1 / 3 耐震補強 = 1 / 3

地震防災対策特別措置法(第3次地震防災緊急事業5箇年計画)

18年度から22年度まで・・・耐震補強に係る交付金1/2へ嵩上げ

## 6.まとめ

想定される南海地震から、児童生徒の命を守るため、出来るだけ早期に実施する必要性があり、第3次地震防災緊急事業5箇年計画内に実施することにより、耐震補強に係る交付金が、1/3から1/2に嵩上げになる特例措置を利用することが出来ることから、平成22年度までに全校舎及び体育館の耐震補強工事を実施する。